

## 基本計画(案)審議の進め方

### 1 審議の方法

- (1) 委員から事前意見を提出。
- (2) 担当課長の出席を得て審議。
- (3) 委員から提出された事前意見に関し、事務局が答弁。
- (4) 事前意見に対する回答に対しての再質問、新たな意見は担当課長が答弁。
- (5) 審議において意見が分かれたものについては、正副会長、部会長が総括。

### 2 計画案に対する意見の取扱い

- (1) 委員からの提案において、実現可能と考えられる意見については、審議を踏まえ、計画案に反映させる。
- (2) 計画案に反映されなかった意見については、市各担当課において、今後の市政運営の参考とするよう求める。

### 3 パブリックコメント案および答申案の作成

- (1) 各部会の意見を施策ごとに整理し、審議結果を集約。
- (2) 市事務局とも協議し、パブリックコメント案および答申案を作成。
- (3) パブリックコメント案及び答申案を各委員に配布。